

様

現職者共通研修会「事例報告」へのご協力のお願い(依頼)

私、作業療法士の\_\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_様の作業療法に関する治療・経過について福岡県作業療法協会が主催する現職者共通研修会「事例報告」での報告を考えています。「事例報告」の会では参加者にレポートや資料を配布し、内容を検討し、今後の作業療法の治療の発展に役立てていきたいと考えています。

レポートや資料作成の際、参加者が対象者の住所や氏名、年齢などを特定できないように配慮を致します。

また、この「事例報告」の協力中止の申し出があった場合、直ちに報告を取り止めます。承諾を頂けなかった場合や協力中止になった場合、対象者が不利益を受けないこととお約束致します。

なお、取り止めに申し出た時点で、既に報告された内容を取り下げることや配布されたレポート(資料)の回収などはできませんので、予めご了承下さい。

以上の内容にご理解を頂き、「事例報告」に参加・投稿することにご協力して頂きますようお願い申し上げます。

説明日：\_\_\_\_\_年 月 日

説明者：\_\_\_\_\_

ご理解・ご協力して頂ける場合は、下記にご署名をお願い致します。

現職者共通研修会「事例報告」 同意書

私は、上記内容を理解し、作業療法士の\_\_\_\_\_が福岡県作業療法協会の主催する現職者共通研修会「事例報告」に参加・投稿することに同意します。

<対象者>

同意日：\_\_\_\_\_年 月 日

署名：\_\_\_\_\_

代諾者(別紙参照)：\_\_\_\_\_

上記の作業療法士が本施設の所有する上記対象者に関する情報を使用し、「事例報告」に参加・投稿することに同意します。

<施設長・部門の責任者>

同意日：\_\_\_\_\_年 月 日

施設名：\_\_\_\_\_

署名：\_\_\_\_\_

代諾者になって頂く方々は以下の通りです。

①対象者が未成年の場合

親権者(複数の場合はそのどちらか)または未成年者後見人(対象者に親権者がいない場合)。

②対象者が成年であって、認知症や意識障害等によって有効なインフォームド・コンセントを得ることができないと客観的に判断される場合には、以下の順序で代諾者になっていただく。

任意後見人(但し任意後見監督人選任後であること)、後見人、保佐人等が定まっている場合はその順序。これらが定まっていない場合は、対象者の配偶者、成人の子、または父母、およびそれらに準ずると考えられる人の中から自薦にて就任していただく。

社団法人日本作業療法士協会「事例報告登録制度」に関する同意説明文書より

## 現職者共通研修「事例報告」に関する同意書の説明について

同意書の説明内容の概要は以下の通りです。

これをもとに対象者の方に分かりやすく説明して下さい。

### 1. 現職者共通研修「事例報告」の目的

報告の目的を以下の内容を踏まえて、説明をして下さい。

- ① 事例報告の作成によって作業療法実践の質的向上を図る。
- ② 事例報告の分析によって作業療法成果の根拠資料を作成する。
- ③ 事例報告の提示によって作業療法実践の成果を内外に示していく。

### 2. 報告された「事例報告」の利用範囲について

報告された内容は、(社)日本作業療法士協会の機関誌「作業療法」や事例報告登録制度など質向上とした教育・研究および広報活動の基礎資料として使用させて頂くこともあるという内容を説明して下さい。

### 3. 「事例報告」への参加と取り止めの自由について

以下の内容を分かりやすく説明して下さい。

- ① 「事例報告」の協力中止の申し出があった場合、直ちに報告を取り止めます。
- ② 承諾を頂けなかった場合や協力中止になった場合、対象者が不利益を受けないこととお約束致します。
- ③ ただし、取り止めに申し出た時点で、既に報告された内容を取り下げることや配布されたレポート(資料)の回収などはできません。

### 4. 人権擁護と個人情報の保護について

- ① 公益社団法人福岡県作業療法協会は対象者の人権擁護と個人情報の保護について最善の注意を払います。
- ② 報告される事例の個人情報の「匿名化」を行います。
- ③ 公益社団法人福岡県作業療法協会においても、匿名性について確認し、匿名性が確保されていない「事例報告」については、これを受理しません。
- ④ 同意書については、公益社団法人福岡県作業療法協会会員において責任をもって管理・保管し、漏洩および個人情報の紛失などの防止を徹底します。
- ⑤ 署名して頂いた同意書のコピーを「ご本人の控え」としてお渡しすること。同意書の原本は公益社団法人福岡県作業療法協会会員が保管します。

### 5. 事例報告を行う作業療法士の氏名と連絡先について

事例報告に関する「問い合わせ」や協力を取り止めたい場合の連絡先を対象者と話し合っておいて下さい。